証券コード　3692

平成27年６月10日

株　主　各　位

東京都渋谷区恵比寿一丁目18番18号
株　式　会　社　Ｆ　Ｆ　Ｒ　Ｉ
代表取締役社長　鵜　飼　裕　司

第８回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第８回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月24日（水曜日）午後６時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月25日（木曜日）午前10時

２．場　　所　東京都渋谷区恵比寿一丁目20番８号
エビススバルビル「EVENT SPACE EBiS303」
カンファレンススペースＡＢＣ（５階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　第８期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.ffri.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．株式会社の現況に関する事項

（１）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は企業収益に改善の動きがみられる他、生産も持ち直しており、企業部門に改善がみられるなど、緩やかに回復しています。ただし、海外経済の下振れなど依然としてリスクが存在しています。

サイバー・セキュリティ業界においては、オンラインバンキングを標的としてユーザーの金銭の詐取を目的とした攻撃により、警察庁発表の広報資料によると平成26年中の不正送金被害額は約29億1,000万円にのぼったほか、米国の映像メディア企業に対するサイバー攻撃で大規模な被害が発生するなど、被害は拡大傾向にあります。このような状況のもと、2015年秋からスタートするマイナンバー制度や2020年に開催が予定される東京オリンピックに向けてサイバー・セキュリティ対策の重要性が増す中、2014年11月にサイバーセキュリティ基本法が成立し、サイバー・セキュリティ対策の動きが活発化しております。

このような環境の中、当事業年度の経営成績は以下のとおりとなりました。

セキュリティ・プロダクトにおいては、2014年８月にFFR yaraiに５つ目の検知エンジンとなる機械学習エンジンを追加するアップデートを実施し、標的型攻撃対策のニーズの高まる中「FFR yarai」の販売が好調に推移しました。また、2014年12月には当社初となるコンシューマー向け製品となるAndroidモバイル端末向け「FFRI 安心アプリチェッカー」をリリースしました。このほか、前事業年度に契約締結したゲートウェイセキュリティ製品の譲渡及び当事業年度に契約締結した制御機器システムの脆弱性を検査するツールの譲渡によりそれぞれ5,400万円、8,000万円の売上を計上しました。

その結果、当事業年度におけるセキュリティ・プロダクトの売上高は604,467千円（前事業年度比66.1％増）となりました。

セキュリティ・サービスにおきましては、解決難度の高い案件を中心に取り組み、中型の官公庁向けセキュリティ調査案件及び研究案件のほか、受託開発で中型案件を受注したことから、当事業年度における売上高は272,143千円（前事業年度比10.5%増）となりました。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高876,610千円（前事業年度比32.8%増）、営業利益256,248千円（同49.0%増）、経常利益241,767千円（同40.5%増）、当期純利益171,451千円（同47.9%増）となりました。

なお、現在において当社の事業の対象は企業や官公庁を中心としており、多くの顧客の年度末である12月から３月にかけてセキュリティ・プロダクト及びセキュリティ・サービスの出荷又は検収が集中します。このため、当社の売上は12月から３月にかけて集中する傾向があります。

② 設備投資の状況

当社では、情報セキュリティに対する新たな脅威に対応するため、開発環境の整備を中心とした設備投資を実施しております。当事業年度における設備投資額は4,443千円であり、その主な内容は、パソコン及びサーバー等の開発機器の購入等であります。

③ 資金調達の状況

当社は、平成26年９月29日に公募増資により140,000株の新株式を発行し、186,760千円の資金調達を行いました。また、平成26年10月28日に第三者割当てにより49,900株の新株式を発行し、66,566千円の資金調達を行いました。

（２）直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第５期 (平成24年３月期)	第６期 (平成25年３月期)	第７期 (平成26年３月期)	第８期 (当事業年度) (平成27年３月期)
売　上　高(千円)	351,318	541,777	660,250	876,610
経常利益(千円)	39,594	100,098	172,062	241,767
当期純利益(千円)	25,241	63,430	115,914	171,451
１株当たり当期純利益　(円)	3.93	9.31	17.01	23.87
総　資　産(千円)	439,932	580,121	922,207	1,452,146
純　資　産(千円)	289,399	352,829	468,744	893,522
１株当たり純資産　(円)	42.46	51.76	68.77	117.95

（注）当社は、平成26年６月11日付けで普通株式１株につき300株の割合及び平成26年12月６日付けで普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っておりますが、第５期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産及び１株当たり当期純利益を算定しております。

（３）重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

（４）対処すべき課題

（研究開発）

IT技術が日々進歩する中、同時にコンピュータ・システムに対する新しい脅威が発生しております。また、サイバー・セキュリティ市場においては、情報漏洩等の被害発生が市場ニーズの発生契機となるケースが多数あります。当社では、このような後手の対応ではなく、被害発生前に予防することができる製品・サービスの提供が重要な課題であると考えており、すでに市場ニーズの存在する製品・サービスを開発するニーズ型の研究開発と併せて、市場ニーズを予測し、掘り起こすシーズ型の研究開発を行なっております。今後においても、セキュリティ技術は常に進歩していることから、当社は最新技術の獲得のための研究開発の強化に取り組んでまいります。

（人材育成）

当社が今後成長するにあたり、優秀な技術者を中心とした人材の確保と育成は重要な課題となっております。当社は従業員が能力を最大限発揮できる体制を構築し、優秀な人材の採用と併せて、技術者を育成することにより全体の技術レベルの底上げに取り組んでまいります。

（セキュリティリテラシー）

当社製品・サービスの拡販には、ユーザーがコンピュータ・システムを取り巻く脅威の内容及びそれに対するセキュリティ対策の必要性を正しく理解していただくことが重要であると考えています。当社は、通常の営業活動のほか、世間に広く流通する製品等の脆弱性や、その対策などの研究成果の一部をカンファレンスや新聞・雑誌・WEB媒体などを通じて広く情報提供することにより、ユーザーに脅威を周知し、それらに応じた適切な対策の導入を促す活動に取り組んでおります。

（ブランディング）

セキュリティ製品・サービスはその性質上、顧客において効果を実感する機会が多くないため、当社製品・サービスの拡販には、当社及び製品・サービスの性能に対する信頼性の確保が課題となっております。信頼性の確保には、導入事例の紹介や実際にマルウェアによる攻撃から当社製品がコンピュータ・システムを防御するデモンストレーションの実施、講演や各種媒体への広告宣伝等を通じて当社製品・サービスの有用性を訴求することが有効と考えております。また、カンファレンス等（Black Hat※1、RSA Conference※2、CanSecWest※3等）にて最新のセキュリティ技術を発表することで当社の技術力を示すなど、当社の認知度・信頼性向上のための活動強化に取り組んでおります。

（海外展開）

世界の情報セキュリティ市場における日本のシェアは約10%前後に過ぎず、多くを海外市場が占めております。また、コンピュータ・セキュリティは、その製品技術の内容は世界共通であることから、海外市場への製品供給のハードルは高くなく、海外市場への製品供給は、当社の成長戦略上、重要な事項となっております。

※1	Black Hat	世界各国の企業や政府、教育機関等からのリーダーが一堂に会し、最先端のセキュリティ情報を発表する世界最大規模の国際セキュリティカンファレンス。
2	RSA Conference	米国EMCのRSA部門がホスト役を務める情報セキュリティの総合カンファレンス。IT技術や標準規格、実装、法規格、政策、セキュリティ脅威など、あらゆる方面から情報セキュリティを扱う最先端のセキュリティ専門カンファレンス及び展示会。
3	CanSecWest	カナダdragostech.com inc.主催の国際セキュリティカンファレンス。日本ではPacSecという名前で開催されている。

（５）主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

サイバー・セキュリティの研究、セキュリティ製品の開発及び販売
コンサルティング及び研修

（６）主要な営業所（平成27年３月31日現在）

名　　称	所　　在　　地
本社事務所	東京都渋谷区

（７）使用人の状況（平成27年３月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
52（－）名	７名増（－名増）	34.5歳	2.7年

（注）１．使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含め、人材会社からの派遣社員を含まない。)は、最近１年間の平均人員を（　）内に外数で記載しております。

２．当社の事業セグメントは、サイバー・セキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

３．使用人が最近１年間において７名増加しましたのは、主として業容拡大に伴い主に営業部門及び研究開発部門の人員採用を行ったことによるものです。

（８）主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

該当事項はありません。

（９）その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式の状況（平成27年３月31日現在）

（１）発行可能株式総数　　24,000,000株

（注）平成26年６月11日付で普通株式１株につき300株の割合及び平成26年12月６日付で普通株式１株につき４株の割合の株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は23,980,000株増加しております。

（２）発行済株式の総数　　7,575,600株

（注）平成26年６月11日付で普通株式１株につき300株の割合及び平成26年12月６日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数は7,380,020株増加しております。

また、平成26年９月29日を払込期日とする公募増資及び平成26年10月28日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数は189,900株増加しております。

（３）株主数　　5,915名

（４）大株主

株主名	持株数	持株比率
鵜飼裕司	1,992,000株	26.29%
金居良治	1,626,000	21.46
エヌ・アール・アイ・セキュアテクノロジーズ株式会社	480,000	6.33
田中重樹	126,000	1.66
松井証券株式会社	122,400	1.61
下吹越一孝	120,000	1.58
日本証券金融株式会社	90,500	1.19
JP MORGAN CHASE BANK 385181	68,000	0.89
野村信託銀行株式会社（投信口）	67,700	0.89
永田哲也	66,000	0.87

（注）自己株式は保有しておりません。

３．新株予約権等の状況

（１）当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権
発行決議日		平成21年６月25日
新株予約権の数		80個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　96,000株 （新株予約権１個につき1,200株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり120,000円 （１株当たり　100円）
権利行使期間		平成24年２月11日から 平成28年６月30日まで
行使の条件		（注）
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　80個 目的となる株式数　96,000株 保有者数　１名
	社外取締役	－
	監査役	－

（注）１．新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、権利行使時においても、当社の取締役、従業員、顧問又は当社連結子会社の取締役の地位にあることを要するものとする。

２．新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。

３．新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。

（２）当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

（１）取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鵜　飼　裕　司	
取　締　役	金　居　良　治	最高技術責任者
取　締　役	田　中　重　樹	最高財務責任者、経営管理本部長、財務経理部長
取　締　役	高　橋　郁　夫	駒澤総合法律事務所　所長弁護士 株式会社ITリサーチ・アート 代表取締役
常勤監査役	近　藤　正　二	
監　査　役	下吹越　一　孝	ペンデル税理士法人　代表社員 株式会社ペンデル経営研究所 代表取締役 株式会社保険活用研究所 代表取締役 有限会社エーエムアール 代表取締役 株式会社Ｐ＆Ｋデンタルオフィス・サポート　代表取締役
監　査　役	杉　山　由　高	

（注）１．当事業年度後において取締役の地位及び担当等を次のとおり異動しております。

氏　　名	異　動　前	異　動　後	異動年月日
金居　良治	取締役最高技術責任者	取締役最高技術責任者 兼技術本部長	平成27年４月１日
田中　重樹	取締役最高財務責任者 兼経営管理本部長兼財務経理部長	取締役最高財務責任者 兼経営管理本部長	平成27年４月１日

２．取締役の高橋郁夫氏は、社外取締役であります。

３．監査役の近藤正二氏、下吹越一孝氏及び杉山由高氏は、社外監査役であります。

４．監査役下吹越一孝氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

５．平成26年６月11日開催の第７回定時株主総会終結の時をもって、社外監査役の高橋郁夫氏は任期満了により、退任いたしました。

６．平成26年６月11日開催の第７回定時株主総会において、高橋郁夫氏が取締役に、杉山由高氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

7．平成26年６月11日開催の第７回定時株主総会終結の時をもって、社外取締役の松下直氏は任期満了により、退任いたしました。
8．当社は、取締役高橋郁夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（２）取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	４名 （１）	56,100千円 (3,000)
監査役 （うち社外監査役）	4 （4）	13,400 (13,400)
合計 （うち社外役員）	8 （5）	69,500 (16,400)

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役及び監査役の報酬限度額は、平成26年６月11日開催の第７回定時株主総会において、取締役は年額１億５千万円以内、監査役は年額３千万円以内と決議いただいております。
３．取締役の支給人員は、無報酬の社外取締役１名を除いております。
４．監査役の支給人員は、平成26年６月11日開催の第７回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した社外監査役１名を含んでおります。

（３）社外役員に関する事項

①　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役高橋郁夫氏は駒澤総合法律事務所所長弁護士、株式会社ITリサーチ・アート代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
・監査役下吹越一孝氏はペンデル税理士法人代表社員、株式会社ペンデル経営研究所代表取締役、株式会社保険活用研究所代表取締役、有限会社エーエムアール代表取締役及び株式会社Ｐ＆Ｋデンタルオフィス・サポート代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 高橋郁夫	平成26年６月11日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のうちすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者及び弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般及び法律面の観点から適宜発言を行っております。
監査役 近藤正二	当事業年度に開催された取締役会16回のうちすべてに出席いたしました。当社の事業分野に対する深い知識と経験から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、当事業年度に開催された監査役会14回のすべてに出席し、議案審議に必要な発言を行っております。
監査役 下吹越一孝	当事業年度に開催された取締役会16回のうちすべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、当事業年度に開催された監査役会14回のすべてに出席し、議案審議に必要な発言を行っております。
監査役 杉山由高	平成26年６月11日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のうちすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、当社の事業分野に対する深い知識と経験から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、就任以降、当事業年度に開催された監査役会10回のすべてに出席し、議案審議に必要な発言を行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数の他、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である高橋郁夫氏及び社外監査役である下吹越一孝氏、杉山由高氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は１千万円又は会社法第425条第１項に定める額のいずれか高い額としております。

５．会計監査人の状況

（１）名称　　有限責任 あずさ監査法人

（２）報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,000千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

（３）非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、「監査人から引受事務幹事会社への書簡」作成業務についての対価を支払っております。

（４）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適正かつ適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

（５）責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

６．業務の適正を確保するための体制

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会の内容の概要は以下のとおりです。

なお、平成27年４月13日開催の取締役会の決議により内容を一部改定しており、以下の基本方針は改定後のものです。

一．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（１）取締役は、当社における企業倫理の確立ならびに取締役及び使用人による法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定した「コンプライアンス規程」を遵守します。

（２）内部監査において各部門における法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行います。

（３）取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告します。

二．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程及び情報管理規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的記録により適切に保存及び管理を行います。

三．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については「リスク管理規程」に基づき、効果的かつ総合的に実施します。

また、各部署において定期的なミーティングを実施し、業務の進捗やリスクの対策又は未然防止に関する報告及び検討を行い、必要に応じて取締役会に報告される体制をとっております。また、内部監査を実施し、リスク管理体制の評価を行うとともに、潜在的なリスクの発生状況を監査します。

四．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

（1）当社は、取締役会を原則として毎月１回開催する他、必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要事項について審議・決定するとともに、業務の進捗やリスクに関する事項について審議・評価を行います。

（2）当社は、取締役の職務の執行の効率性を確保するため、中期経営計画・年度予算を策定し、その進捗状況を月次で取締役会に報告します。

（3）当社は、意思決定事項についての決裁方法、決裁者を定めた職務権限規程及び、各組織の業務分掌を定めた組織職務分掌規程を策定し、業務執行の範囲及び責任を明確化します。

五．監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

① 当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、配置にあたっての具体的な内容について、監査役と協議し検討することとします。

② 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査補助業務については、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、取締役の指揮命令を受けないものとします。また、当該使用人の人事考課、人事異動及び懲戒処分は、監査役の同意を得た上で行うこととします。

③ 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとします。

（2）取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

① 取締役及び使用人は、取締役会その他重要な会議への監査役の出席を通じて職務の執行状況を報告する他、内部監査の監査結果を報告します。

② 取締役及び使用人は、法令、定款等に違反する恐れのある事実、当社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときは、監査役に直ちに報告します。

③ その他の事項に関して、監査役から報告を求められた場合は、取締役及び使用人は遅滞なく監査役に報告します。

④ 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とします。

（3）監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

① 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

② 監査役会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担します。

③ 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けます。

（4）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役、内部監査部門及び監査法人は、必要に応じて相互に情報又は意見の交換を行うなど連携し、監査の実効性の向上を図ります。

六．その他

反社会的勢力排除のための体制

当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他の一切の関係を持たない社内体制を整備します。

7．株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**1,338,055**	**流動負債**	**385,067**
現金及び預金	1,032,382	買掛金	1,555
売掛金	285,421	未払金	48,649
前払費用	14,490	未払費用	3,557
繰延税金資産	5,273	未払法人税等	48,619
その他	487	未払消費税等	31,250
固定資産	**114,090**	預り金	4,288
有形固定資産	**19,624**	前受収益	247,145
建物	17,942	**固定負債**	**173,556**
工具、器具及び備品	1,682	資産除去債務	9,146
無形固定資産	**60,128**	長期前受収益	164,410
商標権	295	**負債合計**	**558,623**
ソフトウエア	55,826	（純資産の部）	
ソフトウエア仮勘定	4,006	**株主資本**	**893,522**
投資その他の資産	**34,338**	**資本金**	**252,463**
長期前払費用	553	**資本剰余金**	**227,463**
繰延税金資産	1,929	資本準備金	227,463
差入保証金	31,855	**利益剰余金**	**413,595**
		その他利益剰余金	413,595
		繰越利益剰余金	413,595
		純資産合計	**893,522**
資産合計	**1,452,146**	**負債純資産合計**	**1,452,146**

損　益　計　算　書

（自平成26年４月１日
至平成27年３月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**876,610**
売上原価		**156,105**
売上総利益		**720,505**
販売費及び一般管理費		**464,256**
営業利益		**256,248**
営業外収益		
受取利息	173	
受取手数料	129	
その他	1	303
営業外費用		
支払利息	11	
株式交付費	6,478	
株式公開費用	8,295	
その他	0	14,785
経常利益		**241,767**
税引前当期純利益		**241,767**
法人税、住民税及び事業税	74,291	
法人税等調整額	△3,975	70,316
当期純利益		**171,451**

株主資本等変動計算書

（自平成26年４月１日 至平成27年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	125,800	100,800	100,800	242,144	242,144	468,744	468,744
当期変動額							
新株の発行	126,663	126,663	126,663	－	－	253,326	253,326
当期純利益	－	－	－	171,451	171,451	171,451	171,451
当期変動額合計	126,663	126,663	126,663	171,451	171,451	424,777	424,777
当期末残高	252,463	227,463	227,463	413,595	413,595	893,522	893,522

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

・製品、仕掛品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。なお、当事業年度末における計上額はありません。

（2）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　８年～15年

工具、器具及び備品　４年～５年

②無形固定資産（リース資産を除く）

・市場販売目的のソフトウエア　見込販売期間（３年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

・自社利用のソフトウエア　社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

・商標権　　定額法によっております。

（3）繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

（4）引当金の計上基準

貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末における計上額はありません。

（5）その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

２．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　12,213千円

３．株主資本等変動計算書に関する注記

（１）当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	5,680株	7,569,920株	－株	7,575,600株

（注）１．平成26年６月11日付で１株につき300株の割合で株式分割を行っております。
２．平成26年12月６日付で１株につき４株の割合で株式分割を行っております。
３．普通株式の発行済株式総数の増加7,569,920株は、株式分割による増加7,380,020株、公募による新株の発行による増加140,000株、第三者割当による新株の発行による増加49,900株であります。

（２）当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

（３）剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

（４）当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の内訳	株式の種類	株式の数
第１回新株予約権 平成22年２月10日発行	普通株式	432,000株
第２回新株予約権 平成23年７月１日発行	普通株式	72,000株
合　　計		504,000株

（注）平成26年６月11日付株式分割（１株につき300株の割合）及び平成26年12月６日付株式分割（１株につき４株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

４．金融商品に関する注記

（１）金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、運転資金及び設備投資は、計画に照らして原則として自己資金にてまかなうこととしており、不足が生じる場合は、主に銀行借入にて調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクをヘッジするために利用する可能性がありますが、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、そのほとんどが１か月以内の支払期日であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

ⅰ）信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、営業部門及び経営管理部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を確認するとともに財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ⅱ）資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき経営管理部門が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などによりリスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（２）金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注２）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預金	1,032,382	1,032,382	－
②売掛金	285,421	285,421	－
資産計	1,317,803	1,317,803	－
①買掛金	1,555	1,555	－
②未払金	48,649	48,649	－
③未払費用	3,557	3,557	－
④未払法人税等	48,619	48,619	－
⑤未払消費税等	31,250	31,250	－
⑥預り金	4,288	4,288	－
負債計	137,921	137,921	－

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

①現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

①買掛金、②未払金、③未払費用、④未払法人税等、⑤未払消費税等、⑥預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
差入保証金※	31,855

※賃貸借物件に係る差入保証金は、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、時価開示の対象としておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,032,382	－	－	－
売掛金	285,421	－	－	－

５．税効果会計に関する注記

（１）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	4,560千円
一括償却資産	1,173千円
減価償却超過額	3,773千円
資産除去債務	2,957千円
その他	18千円
繰延税金資産小計	12,483千円
評価性引当額	△2,957千円
繰延税金負債との相殺	△2,322千円
繰延税金資産合計	7,202千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	2,322千円
繰延税金負債小計	2,322千円
繰延税金資産との相殺	△2,322千円
繰延税金負債合計	－千円

（２）法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	35.64％
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.03％
住民税均等割	0.22％
法人税等の特別控除	△7.02％
評価性引当額の増減	0.02％
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.25％
その他	△0.06％
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.08％

（３）法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64％から平成27年４月１日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10％に、平成28年４月１日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、32.34％となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は606千円減少し、法人税等調整額が606千円増加しております。

６．１株当たり情報に関する注記

（１）１株当たりの純資産額　117円95銭

（２）１株当たりの当期純利益　23円87銭

（注）当社は、平成26年６月11日付で普通株式１株につき300株の割合及び平成26年12月６日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額を算定しております。

７．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

８．その他の注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月22日

株式会社ＦＦＲＩ

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　斎　藤　　昇　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岩　瀬　　弘　典　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＦＦＲＩの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第８期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を確認及び検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月25日

株式会社ＦＦＲＩ　監査役会

常勤監査役（社外）　近藤　正二　㊞

監査役（社外）　下吹越　一孝　㊞

監査役（社外）　杉山　由高　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

（１）平成27年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第30条（取締役の責任免除）及び第41条（監査役の責任免除）の規定を変更するものであります。なお、定款第30条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

（２）その他、字句の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第4条　（記載省略）	第1条～第4条　（現行どおり）
第2章 株式	第2章 株式
第5条～第9条　（記載省略）	第5条～第9条　（現行どおり）
（株式取扱規程） 第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるものの他、取締役会において定める株式取扱規程による。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第11条　（記載省略）	第11条　（現行どおり）
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条　（記載省略）	第12条　（現行どおり）
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第13条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第13条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第14条～第16条　（記載省略）	第14条～第16条　（現行どおり）
（議事録） 第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。	（議事録） 第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第18条～第25条　（記載省略）	第18条～第25条　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役会決議の省略） 第26条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。	（取締役会決議の省略） 第26条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。
（取締役会の議事録） 第27条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（取締役会の議事録） 第27条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。
（取締役会規程） 第28条　取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。	（取締役会規程） 第28条　取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるものの他、取締役会において定める取締役会規程による。
第29条　（記載省略）	第29条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（取締役の責任免除） 第30条 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。 ②当会社は、会社法第427条第１項の規定により、責任限定契約をもって、同法第423条第１項に関する社外取締役（社外取締役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1千万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	（取締役の責任免除） 第30条 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。 ②当会社は、会社法第427条第１項の規定により、責任限定契約をもって、同法第423条第１項に関する取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任を、法令の限度において免除することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1千万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査役及び監査役会
（監査役および監査役会の設置） 第31条 当会社は監査役および監査役会を置く。	（監査役及び監査役会の設置） 第31条 当会社は監査役及び監査役会を置く。
第32条～第37条　（記載省略）	第32条～第37条　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役会の議事録）	（監査役会の議事録）
第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。
（監査役会規程）	（監査役会規程）
第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	第39条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるものの他、監査役会において定める監査役会規程による。
第40条　（記載省略）	第40条　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役の責任免除） 第41条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。 ②当会社は、会社法第427条第１項の規定により、責任限定契約をもって、同法第423条第１項に関する社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1千万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	（監査役の責任免除） 第41条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。 ②当会社は、会社法第427条第１項の規定により、責任限定契約をもって、同法第423条第１項に関する監査役の責任を、法令の限度において免除することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1千万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。
第6章　会計監査人	第6章　会計監査人
第42条～第45条　（記載省略）	第42条～第45条　（現行どおり）
第7章　計算	第7章　計算
第46条～第49条　（記載省略）	第46条～第49条　（現行どおり）

第２号議案　補欠監査役１名選任の件

平成26年６月11日開催の第７回定時株主総会において補欠監査役に選任されました紺野晃則氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）		所有する 株式の数
紺　野　晃　則 (昭和26年11月12日生)	昭和50年４月	野村コンピュータシステム株式会社 入社	－株
	平成20年４月	株式会社野村総合研究所 情報セキュリティ部長	
	平成24年３月	キヤノンビズアテンダ株式会社 取締役BPOサービス事業本部長	
	平成26年３月	同社　取締役退任	

（注）１．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．紺野晃則氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．紺野晃則氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏は、当社の事業分野に対する深い知識と経験を有しており、当社の監査体制の強化に活かしていただくことができるものと判断したためであります。

４．紺野晃則氏が監査役に就任した場合には、当社は紺野晃則氏との間で、会社法427条第１項及び当社定款第41条に基づき会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金１千万円以上であらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額のいずれか高い額とする予定です。

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

エビススバルビル「EVENT SPACE EBiS303」カンファレンススペースＡＢＣ（５階）が会場です。

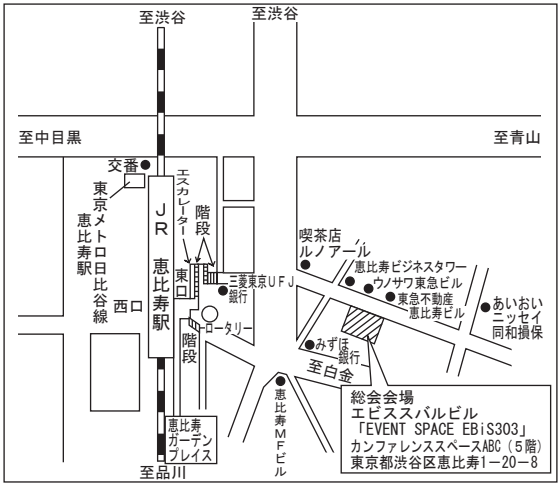

最寄駅

ＪＲ　恵比寿駅東口

東京メトロ日比谷線　恵比寿駅　　徒歩約5分